

官報

昭和五十九年二月二十四日

○第百一回参議院會議録第六号

昭和五十九年二月二十四日(金曜日)

午後一時三十一分開議

○議事日程 第六号

昭和五十九年二月二十四日

午後一時三十分開議

- 第一 永年在職議員表彰の件
- 第二 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
- 一、日程第一
- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)
- 一、昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)
- 一、日程第二及び第三

○議長(木村睦男君) これより會議を開きます。この際、お諮りいたします。

前島英三郎君から海外旅行のため明二十五日から九日間の請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

昭和五十九年二月二十四日 参議院會議録第六号

請暇の件 永年在職議員表彰の件

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。よつて、許可することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 永年在職議員表彰の件

議員徳永正利君は、国会議員として在職すると二十五年に達せられました。

つきましては、院議をもつて同君の永年の功勞を表彰することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。同君に対する表彰文を朗読いたします。

〔徳永正利君起立〕

議員徳永正利君、君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました。参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します。

〔拍手〕

表彰状の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(木村睦男君) 藤田正明君から発言を求められました。発言を許します。藤田正明君。

〔藤田正明君登壇、拍手〕

○藤田正明君 お許しをいただきました。私は議員一同を代表し、ただいま永年在職のゆえをもつて表彰されました徳永正利先生に対し、一言お祝いの言葉を申し上げさせていただきます。

徳永先生は、昭和三十四年第五回参議院議員通常選挙に御当選され、自來今日まで二十五年の長きにわたり、本院議員として御活躍をされてこられました。その間、大蔵委員長、議院運営委員長及び予算委員長を歴任されるなど本院の重要な役職にあつて議會政治発展のため力を尽くされ、昭和五十五年七月には全会派一致の推挙を得て本院議長に當選され、三年間にわたりその重責を全うされたものであります。議長御在任中は、その豊かな政治経験と明朗闊達なお人柄により、各会派間の話し合いによる本院の円滑な運営に努められ、本院の独自の確立、權威の高揚のため多大な功績を残されたものであります。

また、徳永先生は、第二次田中内閣におきまして運輸大臣に就任され、その卓越せる政治手腕を遺憾なく發揮されました。

一方、党内におきましては、参議院自由民主党幹事長及び議員会長等を歴任され、現在は自由民主党の最高顧問の要職につかれるなど、我が国政治の発展のため力を尽くしてこられたのであります。

ここに我々一同は、徳永先生の二十五年にわたる御功績に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、本日、榮譽ある表彰を受けられましたことにつきまして心から祝意を表する次第であります。

現下、我が国内外の諸情勢はまことに多事多難であり、本院に対する国民の期待もまた大いなるものがござります。どうか徳永先生におかれましては、この上とも御健康に留意されまして、本院の使命達成と議會制民主主義の発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、お祝いの言葉といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(木村睦男君) 徳永正利君から発言を求められました。発言を許します。徳永正利君。

〔徳永正利君登壇、拍手〕

○徳永正利君 ただいまは、二十五年在職のゆえをもちまして、院議をもつて表彰をいただき、さらにはまた、心温まる御祝辭を賜りまして、まことにありがたく、心から感謝申し上げます。

この二十五年を顧みますと、思いばかり多くして、何事をなし得たかを思いますとき、まことに内心じくじたるものがござります。とにかく今日までどうにかやってこられましたのも、先輩、同僚諸君の温かい御厚情のたまものと、私を御支持いただきました選挙民の皆様方の御支持のたまものでございまして、心からここにこの席をかりましてお礼を申し上げる次第でございます。

戦後、参議院となりましてから、この議場で二十五年の勤続表彰を受けますのは、私が三十六人目で、そして現在在籍しておる者としては八人目だそうでございます。

私が初めて議席を得ましたのは、昭和三十四年の通常選挙でございました。このときに、全国区、地方区、それに与野党合わせまして五十二人の者がいよいよ新人として初めて国会の赤じゅうたんを踏んだのでございますが、その後、五回の選挙を繰り返しますうちに、あるいは疲れ果てて倒れ、あるいはまた多くの人がむなしく世を去っていかれました。とうとう五十二人おったうちで私がたった一人になってしまいました。議員生活のいかに厳しいかということを思わざるを得ないのでございます。

この間、私は、皆様方の御推挙により、満場一致をもつて議長の榮職を賜りました。感激ひとしおなものでございます。

私は、議長に御選任いただきましたときに、皆様方の御信頼にこたえべく、ひそかに参議院改革の旗手たらんと実は志したのでございます。

昭和五十九年二月二十四日 参議院會議録第六号

永年在職議員表彰の件 国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件 昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号) 外一件

九二

れども、力足りず見るべき業績もなく、さんきの至りでございます。

私は、昭和十六年、充員召集を受けました。その前に、昭和三年から一水兵として海軍の軍籍にあったわけですが、昭和十六年に充員召集を受けまして、引き続き戦艦まで軍籍にありました。その間、戦友の多くを戦場に失ったのでございます。そうして二十年の暮れに、追われるようにして、人目をばかして復員してまいりました。そのとき私は、二度とこの祖国の土を踏むことのできない戦友のみたまに對しまして、再び日本を戦火にさらしてはならないという誓いを立てたのでございます。と同時に、物心両面におたつて悲惨な運命を背負わされた戦没者の遺族の援護を、生き長らえた申し開きの意味をも含めまして決意をいたしましたのでございます。

私の政治へ志した原点は、二度と戦争を起こしてはならないということでございます。

地球を破壊し、人類の滅亡をかける核戦争をするほど人間は愚かでないことを私は信じます。しかし、人類の歴史は、おのれの欲望を満たすために、あるいは生存のためには限りなく殺りくを繰り返してきております。この事実の否定は、いかに困難をきわめようとも、いつの日か世界の支持を受けるまで、私は、英知を集め、冷静に科学的に手段を尽くして、粘り強く努力を続けていかなければならないと思ひます。

二十一世紀まであと十六年でございます。我が国は、多くの犠牲によって得た平和のうちに、努力を重ねまして豊かな物質文明に恵まれましたけれども、豊かな心を養うことを怠り、その努力を忘却したところに現代政治の悩みがあると私は思ひます。

これからは、国民の政治への信頼をより高め、国小なりといえども、長い伝統と歴史に培われた日本の心を取り戻して、心豊かで国際的にも説得力を持つ人材、思想、文化を生み出して、そして世界の国々から畏敬されるような国づくりが大切

だと思ひます。

私はこの機会に、みづから省み、あの廃墟の中に立って決意した初心に立ち返りまして、皆様方の腰尾に付し、やがて公衆の視界から立ち去るまで精いっぱい努力をしまひたいと思ひます。

顧みますと、浅学非才の私が、今日栄光ある日を迎えることができたのは、健康に恵まれたということでございます。ここに改めて、天地の恩、父母の恩、そして同僚知友の皆様方の御恩に對して、深く感謝の意を表する次第でございます。

それにいたしましても、豊かな天賦の才能を持ち、あるいは資質を持ちながら、志を得ず、不幸にも世を去られた同期の諸君に對しまして、追悼の誠をささげますとともに、今後は、現に盛んな同僚諸君の手足まといにならないように、御活躍の妨げをして年寄りの冷や水にならないように、よくよく戒心してまいるつもりでございます。どうか、今後とも御指導、御厚情を賜りますように心からお願ひ申し上げまして、ごあいさつにかえる次第でございます。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、人事官に内海倫君を任命することに、本院の同意を求めてまいりました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(木村睦男君) この際、日程に追加して、昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長西村尚治君。

審査報告書

昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十九年二月二十四日

予算委員長 西村 尚治

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)は、歳出において、(1)災害復旧費の追加、(2)農業保険費、(3)給与改善費、(4)義務教育費国庫負担金等の義務的経費の追加等合計で九千三百二十七億二千万円の追加を行い、他方、既定経費の節減、揮発油税財源の道路整備特別会計へ繰入の減額及び地方交付税交付金の減額等により、四千七百二十八億八千万円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、租税及び印紙収入について、最近までの収入実績等を勘案して二千六百三十億円、(昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律)に基づき減税により千五百億円、合わせて四千三百三十億円の減収を見込むとともに、専売納付金の増、政府資産整理収入の増、雑収入の増及び前年度剰余金受入二千四億五千五百万円を計上するほか、(財政法第四十四条第一項ただし書の規定に基づき公債四千四百五十億円の増発を行うことと

この結果、昭和五十八年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ四千五百九十八億三千九百九十九万増額され、五十兆八千三百九十四億四千二百万円となる。

昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、厚生保険特別会計など十五特別会計について所要の補正を行うこととしている。

なお、一般会計及び特別会計において、総合経済対策の一環として、一般公共事業に係る国庫債務負担行為三千九十一億円を追加計上することとしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年二月二十二日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 睦男殿

昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年二月二十二日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 睦男殿

〔西村尚治君登壇、拍手〕

○西村尚治君 ただいま議題となりました昭和五十八年度一般会計補正予算(第1号)、同特別会計補正予算(特第1号)の二案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一般会計の補正は、歳出につきまして、災害復旧費四千四百六十五億、義務的経費一千四百一十一億、給与改善費五百十二億など、当初予算作成後に生じた事由に基づき緊要となつた事項について経費の追加を行うこととしており、その総額は九千三百二十七億となつております。

他方、歳出の修正減少として、既定経費の削減一千九百七十六億、地方交付税交付金八百三十二億等により、総額四千七百二十八億の減額を行つております。

歳入につきましては、最近までの収入実績を勘案して、租税印紙収入二千六百三十億、昭和五十八年度の所得税減税一千五百億、合計四千三百三十億の減収を見込むとともに、日本銀行納付金等の雑収入二千二十五億、建設国債四千四百五十億、前年度剰余金受け入れ二千四億など、合計八千七百二十八億の歳入増加を見込んでおります。

本補正の結果、昭和五十八年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し四千五百九十八億増額され、五十兆八千三百九十四億となりま。

また、特別会計予算については、一般会計予算の補正に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計等十五特別会計について所要の補正が行われております。

なお、総合経済対策を推進するため、一般会計及び六特別会計において、一般公共事業に係る国庫債務負担行為三千九十一億を増加計上しております。

補正予算二案は、二月八日国会に提出され、十日に竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、二十三、二十四の両日、中曽根総理大臣及び関係各大臣に対し国政全般にわたる広範な質疑が行われましたが、以下質疑の主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、中曽根総理の公約であり、国民の関心が

高い「増税なき財政再建」これは五十九年度の大増税でつづれ、この方針は破られたのではないかと、この質疑があり、これに対し中曽根総理大臣より、「増税なき財政再建の基本理念である徹底した歳出削減を行い、全体として対国民所得比の租税負担率の上昇をたらずような税制上の新たな措置を基本的にとらない」との方針は厳守している。不公平税制の是正や自然増収による増収は、増税なき財政再建の範疇に入らない」との答弁がありました。

補正予算に関する質疑として、「五十八年分減税を除いて二千六百三十億もの租税印紙収入の減額補正を行つており、しかも税収の減額補正が三年連続行われた点で、政府は過大見込みの癖があるのではないかと、これは逆に、日銀納付金で毎年度補正で相当多額に追加計上されるのは、過小見込みの操作ではないか。また、既定経費の削減額千九百七十七億は、当初予算計上が甘い上に、予算成立後にあらかじめ留保させる等の措置をとつており、真の経費削減ではないのではないかと」等の質疑があり、これに対し竹下大蔵大臣より、「税収の減は、五十八年度当初経済見通しの名目成長率五・六が、実績見込みでは四・五の程度と伸び悩んだことの影響が大きく、毎月の税収実績を勘案して減額補正を行った。なお、石油税については、だれも予想できなかったOPECの原油価格値上げが税収を狂わせたことも大きい。日銀納付金については、日銀の純益金が内外の金融経済情勢を反映して増減するため、意図的に操作しているわけではない。経費削減は、歳出の追加が必要となつた際、まず既定経費を精査して財源捻出に努めているもので、当初から経費を膨らませようなどとはない。しかし、御指摘の点は財政当局に対する御叱正と心得、今後の財政運営に当たりたい旨の答弁がありました。

経済、景気動向について、「政府の五十八年度内需主導による景気回復の方針は、四月と十月の二回にわたる経済対策も実効が上がらず、外需依

存型の経済運営に陥っているが、どう反省しているか。内需拡大のために積極的な施策をとるべきではないか」等の質疑があり、これに対し河本経済企画庁長官より、「昨年春ごろからの米国経済の回復に引きずられ、ようやく世界経済も不況を脱しつつあり、そうした情勢のもとで外需の寄与度が高かった。我が国経済の回復力はなお弱く、昨年十月政府が決めた総合経済対策を現在推進している。第二次石油危機以降四年を経過し、ようやく昨年後半からの景気回復も、地域間、業種間のばらつきが残っており、今後、より一層適切な施策を機敏に進めるよう努めたい」との答弁がありました。

なお、質疑はこのほか広範多岐にわたつて行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して永久委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して藤井委員が賛成、公明党・国民会議を代表して峯山委員が反対、日本共産党を代表して内藤委員が反対、民社党・国民連合を代表して伊藤委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和五十八年度一般会計補正予算(第一号)、同特別会計補正予算(第一号)の二案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 両案に対し、討論の通告がございました。発言を許します。高杉建忠君。

〔高杉建忠君登壇、拍手〕

○高杉建忠君 私は、日本社会党を代表して、昭和五十八年度補正予算二案に対し、反対の討論を行います。

現下の経済、財政事情を見ると、経済は昨年半ば以降、丸三年に及ぶ不況からようやく脱し、徐々に上向き始めているものの、一方、財政は、際限

なく累増を続ける国債の重圧にあえぎ、まさに瀕死の重病人と言つても過言ではない状況にあります。

ちょうど一年前、政府は、国会審議の場で、五十八年度経済が必ずや内需主導型経済になることを公言し、かつ国民に約束をしてきました。しかし、GNP成長率三・四の当初見通しだけは、アメリカ経済の予想外の回復と、思ひも寄らぬOPECの原油値下げとによつて辛うじて達成されそうではありますが、政府が公約した内需型経済への転換は全くのかけ声だけに終わつており、経済の実相は相も変わらず外需主導型のものであります。

民間住宅建設の実質二・六増の当初見通しは、実績見込みでは何とマイナス五・一％と、段階金利政策を導入したことによつて見通しに百八十度の狂いが生じ、これが内需の足を引っ張ったことは明らかであります。このような政府の政策が完全な失敗であつたことを、何よりも如実に物語っているのであります。

外需に支えられて国内の景気もようやく低迷を脱したとはいえ、人事院勧告の大幅抑制を初め民間の低い賃上げが災いし、消費が一向に伸びないばかりか、中小企業の倒産件数は月を追って高まり、昨年十一月、十二月には危機ラインと言われる千八百件台を記録し、本年一月に入つても、この季節としては記録的な千五百件台に迫る千四百九十三件に達しているものであります。

すなわち、輸出依存度の高い大企業の企業収益は着実に増加しているものの、国内消費依存度の高い中小企業は、消費低迷の中で血のにじむような努力の末、ここに来て力尽きていくものが次第にふえてきており、極めて深刻な状況であります。

財政再建には、何よりもまず景気の拡大を通じて税収増を図ること以外に王道はなく、現在政府がとっている公共投資までも長期にわたつて抑制するという政策では、財政再建はこれ以上一歩も

昭和五十九年二月二十四日 参議院會議録第六号

進むものでないことは明白であります。

私は、このことを強く指摘し、以下数点にわたって反対の理由を明らかにするものであります。

まず第一に、政府は、五十八年度予算審議の途上で、五十八年中に景気浮揚に役立つ相当規模の減税を実施することを約束しておきながら、財源不足を理由にわずかに二千億円の減税しか行わなかったことでもあります。

今日、GNPの規模は二百八十兆円に達しており、わずかに二千億円では景気浮揚に役立つなどとは到底言い得るものではないのであります。しかも、五十二年以降六年間にわたって実質増税を国民に押しつけてきた政府が、大幅減税を約束をしておきながら、極めて僅少な、独身者に千円余り、標準世帯で四、五千円程度のものであつたかゝる約束を果たしたかのように見せかけるこのやり方は、国民に対する重大な背信行為であり、断じて容認することはできないのであります。

第二に、五十八年度税収が五十六年、五十七年度に引き続き、三年連続修正減少を行う事態に至っていることでもあります。

もとより、五十八年には、わずかにあります。が、所得税減が行われております。また、思いがけぬOPECの原油値下げも行われたことは事実であります。しかし、これら特殊事情による税収の減少を除いても、なお源泉所得の伸び率低下による税収減を見込まなければならぬ状況こそは、政府の経済政策が完全な失敗であつたということ以外の何物でもありません。一年だけならまだしも、三年連続の見込み違いは、政府の政策そのものに重大な欠陥があることを如実に示しているものであります。その近視眼的財政運営は、ここに至って完全に破綻したと言わざるを得ず、このような修正予算を、もはや認めることはできないのであります。

第三に、五十八年人事院勧告を無視し、給与改善策としてわずかに五百十三億円しか計上していないことでもあります。

昭和五十八年度一般会計補正予算(第一号)外一件 保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に充てる法律案

五十七年度の完全無視に引き続き、人事院勧告が二年連続無視されたことは、スト権の代償措置としての人事院勧告制度そのものの根幹に揺れるばかりか、憲法に保障された労働基本権をじゅうりんしたものと云わざるを得ません。さらに、五十八年民間春季賃上げ率が四・四%と史上最低の伸びにとどまったことは、五十七年度人事院勧告凍結が大いに影響を与えていることは火を見るより明らかであります。財界と歩調を合わせ、民間賃金抑制を画策することのような政府の暴挙を、断じて認めることはできないのであります。

第四に、五十七年度に引き、一般公共事業の国庫債務負担行為の追加を行つておきながら、これを次年度予算の先取りとして使おうとしていることでもあります。

政府は、景気対策と言えはオウム返しのように公共事業の前倒しを主張してきましたが、累年にわたるこの窮余の一策も、今日では何ら實際的効果のないことが明らかになってきております。小手先だけに頼つた見かけ倒しのこのような予算並びに政府の安易な姿勢を厳しく追及するものであります。

第五に、五十八年度当初から既定経費の節減を義務づけていたことでもあります。

予算審議の段階から補正予算を見込み、そのための財源を当初予算の各項目の中に組み込んでおくというこのやり方は、果たして真の予算と言ひ得るものでありましようか。使用禁止の金が組み込まれた予算が見えかけの予算であることは言うまでもなく、約二千億円に上る使用禁止予算を内包した五十八年度予算が粉飾予算なら、その二千億円を使った補正予算もまた粉飾予算とも言うべきものであります。

以上が反対の理由であります。こうした安易な予算編成技術だけに頼つた本補正予算二案は、断じて認めるわけにはいかないものであります。最後に、さきの総選挙で国民が選択をしたのは

保革伯仲であり、それこそが金権腐敗政治からの脱却と、中曽根内閣の危険さわまりない軍拡路線への警鐘を意味するものであると思ひます。しかし、国民の意思に反し、なりふり構わず新自由クラブを抱き込んで連立内閣をつくつた政府に、現在、これらに對し真摯な反省とはとぼしめるような改革への熱意が全く感じられないことは極めて遺憾であると言わざるを得ません。

金権擁護、軍事大国化を目指す中曽根政治に、この際、猛省を促し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(木村睦男君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(木村睦男君) 賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

昭和五十九年二月二十三日 大蔵委員長 伊江 朝雄

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和五十八年度において低温等による水稻、小豆等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計から同勘定に繰り入れようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律案施行のため、昭和五十八年度一般会計補正予算において、農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入額として、百十五億六千二百七十六万三千円が計上されている。

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十九年二月二十二日

衆議院議長 福永 健司
参議院議長 木村 睦男殿

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てたるため、昭和五十八年度において、一般会計から、百十五億六千二百七十六万三千円を限り、同特別会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六條第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔伊江朝雄君登壇、拍手〕

○伊江朝雄君 たいま議題となりました農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てたるための一般会計から繰入金に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和五十八年度において低温等による水稲、小豆等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる再保険金の支払い財源の不足に充てたるための資金として、同年度において一般会計から百十五億六千二百七十六万三千円を限り、同勘定に繰り入れる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、共済掛金算定の基礎、米の需給計画及び消費拡大策のあり方、果樹共済への地域別加入状況と促進策等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長大河原太一郎君。

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年二月二十三日

地方行政委員長 大河原太一郎

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十八年度分の地方交付税の総額の特例として加算すべき額を増額しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、所得税の減収によつて、地方交付税交付金が八百三十二億円減額修正される。

るに伴い、昭和五十八年度の特例加算額三百三十二億九千九百九十九万五千円と昭和五十七年度の地方交付税に相当する金額のうち未繰入額五百九十九億九千八百五十五万五千円との合計額が地方交付税交付金として歳出に計上されている。

地方交付税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十九年二月二十二日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 睦男殿

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「千三百三十五億円」を「千四百五十七億九千九百九十九万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七條中「千三百三十五億円」を「千四百五十七億九千九百九十九万円」に改める。

〔大河原太一郎君登壇、拍手〕

○大河原太一郎君 御報告いたします。

たいま議題となりました法律案は、昭和五十八年度地方交付税の総額について、所得税収入の減額補正に伴う落ち込み額を補てんするため、約三百二十二億円の特別加算をすることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、補てん措置における国の責任範囲、今後の地方財政対策のあり方等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、本法は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君

副議長 阿具根 登君

議員

中野 鉄造君

刈田 貞子君

大川 清幸君

馬場 富君

小西 博行君

藤原 房雄君

山田 昭範君

服部 信吾君

坂山 映子君

桑名 義治君

矢原 秀男君

伊藤 郁男君

太田 淳夫君

中村 鋭一君

宮澤 弘君

中野 明君

飯田 忠雄君

山田 勇君

杉山 令華君

田代富士男君

和田 教美君

宮田 輝君

三木 忠雄君

中西 珠子君

田淵 哲也君

福岡日出廣君

中野 鉄造君 中野 明君

決算委員 中野 鉄造君 補欠 中野 明君

理事 内藤 功君 (神谷信之助君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置

物品税法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

石油税法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(閣法

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た。よつて議長は即日これを法務委員会に付託し

た。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣

法第四号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付され

た。よつて議長は即日これを法務委員会に付託し

た。

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第

二号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付され

た。よつて議長は即日これを法務委員会に付託し

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 技術革新に伴う産業・雇用構造等、

高齢化社会及び生活条件整備について検討す

るため、実情等を調査し、もつて本委員会の

審議に資する。

一、派遣委員

第一班 寺田 熊雄 坂野 重信

松岡清寿男 水谷 力

最上 進 刈田 貞子

吉川 春子 青木 茂

亀長 友義 橋本 敦

稲村 稔夫 桑名 義治

坂山 映子 安永 英雄

堀木 又三 藤井 恒男

太田 淳夫 杉元 恒雄

佐々木 満

一、派遣地

第一班 愛知県

第二班 兵庫県 岡山県

第三班 熊本県 大分県

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 技術革新に伴う産業・雇用構造等、

高齢化社会及び生活条件整備について検討す

るため、実情等を調査し、もつて本委員会の

審議に資する。

一、派遣委員

第一班 寺田 熊雄 坂野 重信

松岡清寿男 水谷 力

最上 進 刈田 貞子

吉川 春子 青木 茂

亀長 友義 橋本 敦

稲村 稔夫 桑名 義治

坂山 映子 安永 英雄

堀木 又三 藤井 恒男

太田 淳夫 杉元 恒雄

佐々木 満

一、派遣地

第一班 愛知県

第二班 兵庫県 岡山県

第三班 熊本県 大分県

同日議長は、Y・V・アンドロポフ・ソ連邦最高

会議幹部会議長の逝去に対して弔意を表するた

め、ルーベン同国最高会議民族会議議長宛、次の

弔電を発送した。

Y・V・アンドロポフ・ソ連邦最高会議幹部会

議長閣下の突然の訃報に接し、まことに哀惜の

念にたえません。参議院を代表して深甚なる哀

悼の意を表します。

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

高杉 勉忠君 補欠 堀原 敬義君

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

大島 友治君 補欠 田代由紀男君

杉山 令華君 出口 廣光君

山本 富雄君 佐々木 満君

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 予算の執行状況に関する調査

委員派遣承認要求書

一、目的 昭和五十九年度総予算の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

第一班 西村 尚治 金丸 三郎
内藤 功 梶原 清
志村 哲良 久保 亘

第二班 初村 滝一郎 藤井 裕久
和田 静夫 峯山 昭範
伊藤 郁男 古賀 雷四郎

第三班 龜井 久興 海江田 鶴造
佐々木 満 出口 廣光
瀬谷 英行 鈴木 一弘

一、派遣地

第一班 広島県

第二班 大分県

第三班 秋田県

一、期間 各班とも三月一日及び二日の二日間
二、費用 概算一、四五八、二四〇円
右のとおり議決した。よつて参議院規則第八十条の二により承認を求めます。

昭和五十九年二月十四日

参議院議長 木村 睦男殿
同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武眞榮君提出「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の運用に関する質問に対する答弁書

去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 佐々木 満君 補欠 宮島 晃君

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 長田 裕二君 補欠 後藤 正夫君
内藤 健君 佐々木 満君

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

同日内閣を經由して郵政大臣から、放送法第三十八条第二項の規定に基づき日本放送協会昭和五十七年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職後の氏名 年月日
内閣官房 鎌倉 節君 警察大学 昭和三十七年
内閣調査 室長 校長 昭和三十七年
内閣総理 滝田 一成君 (退職) 同
大臣官房 交通安全 対策室長 同
警察庁長 森田 雄二君 栃木県警 同
官官房会 計課長 同

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣調査室長 谷口 守正君
内閣総理大臣官房 波多 秀夫君
交通安全対策室長 立花 昌雄君
警察庁長官官房会計課長 昌雄君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣調査室長谷口守正君外二名(同日議長承認を第百一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十八日議員から次の質問主意書が提出された。

旧国際電気通信株式会社の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間の特例通算に関する再質問主意書(二宮文造君提出)

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 上田耕一郎君 補欠 近藤 忠孝君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・総合安全保障に関する調査特別委員 内藤 功君 補欠 立木 洋君

同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書
昭和五十九年二月十四日提出し、同日議長の承認を得た昭和五十九年度総予算の審査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員(第一班)西村尚治、金丸三郎、内藤功、梶原清、志村哲良、久保亘、佐藤三吾、第二班初村滝一郎、藤井裕久、和田静夫、峯山昭範、伊藤郁男、古賀雷四郎、田代由紀男に、費用概算一、四五八、二四〇円とあるのを「一、四五八、二六〇円」に変更したい。

右のとおり承認を求めます。

昭和五十九年二月二十日

参議院議長 木村 睦男殿
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員 増岡 康治君 補欠 岩崎 純三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

建設委員 岩崎 純三君 補欠 増岡 康治君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

法人税法の一部を改正する法律案(閣法第九号) 租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

所得税法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第二二号) 文部委員会に付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)

一通信委員会に付託

一昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員 梶原 敬義君 補欠 高杉 勉忠君
太田 淳夫君 中西 珠子君
中野 明君 中野 鉄造君
野末 陳平君 宇都宮 徳馬君

同日議長から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第二二号) 地方行政委員会に付託

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充ててのための一般会計から繰入金に関する法律案(閣法第一号) 大蔵委員会に付託

昭和五十八年度一般会計補正予算(第一号)(閣予第一号)

昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)
(閣下第二号)

予算委員会に付託
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

内閣委員会に付託
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

外務委員会に付託
地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第二号)

運輸委員会に付託
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

建設委員会に付託
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書

昭和五十九年二月十四日提出し、同日議長の承認を得、また、二月二十日派遣委員及び費用の変更につき議長の承認を得た昭和五十九年度総予算の審査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「第二班初村清一郎、藤井裕久、和田静夫、山田昭範、伊藤郁男、古賀雷四郎、後藤正夫、田代由紀男」とあるのを「第二班初村清一郎、藤井裕久、和田静夫、伊藤郁男、古賀雷四郎、後藤正夫、田代由紀男、中野鉄造」に変更したい。
右のとおり承認を求めます。

昭和五十九年二月二十二日

予算委員長 西村 尚治
参議院議長 木村 睦男殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

旧国電電気通信株式会社社の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間の特例通算に関する再質問主意書(二宮文造君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 年月日
官職名 氏名 官職名 年月日
特許庁長 小野 雅文君 (退職) 昭五九・三
事務部長

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁総務部長 小野 真魚君
同日内閣総理大臣から議長宛、特許庁総務部長小野真魚君(同日議長承認)を第百一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

上田 稔君 補欠 海江田鶴造君
松浦 功君 補欠 志村 哲良君

法務委員

辞任

海江田鶴造君 補欠 上田 稔君

大蔵委員

辞任

堀木 又三君 補欠 杉山 令肇君
鈴木 和美君 補欠 菅野 久光君

文教委員

辞任

杉山 令肇君 補欠 堀木 又三君

農林水産委員

辞任

菅野 久光君 補欠 鈴木 和美君

建設委員

辞任

志村 哲良君 補欠 松浦 功君

予算委員

辞任

後藤 正夫君 補欠 長田 裕二君
佐々木 満君 補欠 内藤 健君
出口 廣光君 補欠 杉山 令肇君
中西 珠子君 補欠 堀出 啓典君
柄谷 道一君 補欠 小西 博行君
宇都宮徳馬君 補欠 野末 陳平君

決算委員

辞任

杉山 令肇君 補欠 出口 廣光君
堀出 啓典君 補欠 太田 淳夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

理事

岩上 二郎君 (井上裕君の補欠)
理事 岩崎 純三君 (増岡康治君の補欠)

大蔵委員会

理事

岩崎 純三君 (増岡康治君の補欠)
同日委員長から次の報告書が提出された。

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(閣法第二号)審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。

昭和五十八年度一般会計補正予算(第一号)及び昭和五十八年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

「五六中業」の今後に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年一月二十六日

参議院議長 木村 睦男殿 秦 豊

「五六中業」の今後に関する質問主意書

来年度の防衛予算案をめぐる折衝を通じて、五六中業の達成が各方面から危ぶまれているが、今後の問題点について質問する。

一 正面装備全体で見た場合、五十八及び五十九年度の五六中業達成率は、当初目標の四〇パーセントを大きく下回つて二七、八パーセントに止まつているうえ、六十年の財政事情もさほどの好転が望めない。五六中業の期間内達成は、もはや不可能とするのが今や一般的な予測とされているが、このような情勢の中で政府は、なお且つ五六中業の期間内達成を今後とも第一義的にめざし続けるのか。

二 五六中業の期間内達成は、一種の努力目標であり、一國の財政事情を無視した防衛力整備は国民的共感を呼ばないと思えるのか。

三 仮に、五六中業の期間内達成をあくまで政府の目標として堅持するとするならば、それは何故なのか。その最大の論拠と認識を改めて伺いたい。

四 防衛費は、五十九年度でさえ人事院勧告の推移によつてはGNP比一パーセントを突破するものと見られており、六十年では、突破はもはや必至である。勿論、防衛費のGNP一パーセント問題は、三木内閣以来の政策であつて、それ自体に絶対性はあるまい。現に、去る五十七年七月六日、参議院内閣委員会での私の質疑に対し鈴木総理は、「五六中業期間中の防衛費が客観的勢次第では一パーセントを超えることもあり得る」という趣旨の答弁をはじめて行い、更に「GNP比一パーセントよりも五六

昭和五十九年二月二十四日 参議院會議録第六号

質問主意書及び答弁書

中業達成を優先する一考えを示唆している。中曾根内閣は、GNP比一パーセント以内を今後にわたる方針として堅持するの。それともパーセンテージは相対的な政策判断の領域としてとらえ、五六中業達成の方をより優先する考えなのか。

五 現行の五六中業は、去る五十一年十月二十九日、国防会議が決定した「防衛計画の大綱」に定める防衛力の水準達成を目標としているが、政府は、大綱水準の戦力を備えるべき自衛力の上限と考えているのか。それとも望ましい自衛力の質・量は、今春から策定に入るといわれる五九中業において改めて検討するの。

六 五九中業は、何をもちて検討作業の前提ないし力点とするのか。

七 五九中業においては、五六中業が前提とした防衛計画大綱の水準は踏襲するの。それとも、大綱水準の見直しを含めた策定作業を考えているのか。

右質問する。

昭和五十九年二月十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員秦豊君提出「五六中業」の今後に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出「五六中業」の今後に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

我が国の防衛力整備については、従来から、その時々における経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、「防衛計画の大綱」に定める防衛力の水準にできるだけ早期に到達するよう努めているところである。

五六中業は、このような方針の下に防衛庁が策定したものであつて、防衛庁の中期にわたる防衛力整備の進め方に関する考え方の大筋を示すものとして昭和五十七年七月二十三日国防会議において了承されているところであり、防衛庁としては、今後とも五六中業の着実な達成に努力する考えである。

なお、将来の防衛費の対GNP比がどのようなものとなるかについては、今後のGNPの推移及び人事院勧告に基づくベースアップの取扱いを含めた防衛費の動向に不確定な要素があり、見通しを申し上げることは困難である。

いづれにしても、現在のところ、防衛費のGNP一パーセントに関する五十一年の閣議決定は、変更の必要はないと考えている。

五から七までについて

我が国が保持し得る自衛力の限度は、その時々国際情勢、軍時技術等により変動し得るものであつて、一概に示すことはできない。いづれにしても、現在、政府としては、「防衛計画の大綱」に定める防衛力の水準を目標として、着実な防衛力整備に努力しているものである。

五九中業については、いまだ検討作業にも着手していないので、御質問の点は、現在、回答できる状況にない。

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の運用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十九年二月七日

喜屋武眞榮

参議院議長 木村 睦男殿

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の運用に関する質問主意書

沖縄本島にアメリカ合衆国軍隊の施設たる「嘉手納飛行場」が存在し、その運用により生ずる音響に起因する障害が著しいことは、政府の認定するところである。

そこで、政府は、その障害を防止し、又は軽減するため必要な住宅の防音工事に関し、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四九・六・二七、法律第一〇一号)を適用し助成の措置を採つておられる。甚だ当然のこととは言え、その御努力には敬意を表する次第である。

しかしながら、その助成措置に關して若干の矛盾が生じていることは、すでに御承知のことと推察する。つまり、同法第四条の規定により、防衛施設庁長官は、区域指定の告示を嘉手納基地関係では三度出している。すなわち、第一回は昭和五十三(一九三九)年十二月二十八日、第二回は昭和五十六(一九四一)年三月十日、第三回は昭和五十八(一九四三)年三月十日である。以上の告示による区域は、騒音源を中心とし、小・中・大とはば三つの同心円になると仮定すれば、後の告示の区域騒音源から遠ざかることとなる。従つて、騒音の程度もWECPNL(加重等価騒音基準)が、八五以上、八〇以上、七五以上と、次第に低くなつていく。

ところで、今ここで問題となるのは、同法第四条にいう「当該指定の際現在所在する住宅」に關して助成措置を採るとの文言である。前記のごとく、防衛施設庁長官の指定は、三度にわたつて行われていくから、例えば、最初の区域では、昭和五十四(一九四〇)年一月一日に建てられた住宅でも、防音助成が受けられないにもかかわらず、最後の区域では、昭和五十八(一九四四)年三月十日に建てられた住宅に対しても助成が受けられることとなる。その間、実に四年以上の時期的ずれがある。従つて、騒音源に近い地域で先に建てた住宅よりも、騒音源に遠い地域で後に建てた住宅が助成措置を受けるといふ矛盾が生じているのである。

この様なことは、法の下の平等の原則に照らし、明らかに矛盾であり、早急に是正されるべきものであるとの観点に立つて、以下、若干の点に關して政府の見解を質したい。

一 前文で述べたような問題点が発生していることに關して、政府は、確かな認識を持つておられるのか承りたい。

一〇〇

二 現実生じている不公平を是正するためには、まず、法の運用を適正に行うべきである。そこで、昭和五十三(一九三九)年十二月二十八日と昭和五十六(一九四一)年七月十八日の二回の防衛施設庁長官の「指定」という行政行為を「撤回」して、最後の昭和五十八(一九四四)年三月十日の「指定」に合せて、「指定日」を統一するの。一方法だと考へるが、政府の見解を承りたい。

三 もし、二において述べたような日時に「指定日」を統一することが不可能ならば、前記三回の指定をすべて「撤回」して、新たに、例えば、昭和五十九(一九四五)年三月十日に統一した「指定」をするという方法についてはどうか、政府の見解を承りたい。

四 以上は、行政処分を手直しすることによつて、実質的矛盾を解消し住民の被害を救済するという観点から考へたが、もしそれが不可能であるならば、立法論として「法の改正」をすべきであると考え。何故ならば、現実騒音を発生させている「嘉手納飛行場」をアメリカ合衆国に防衛施設として提供しているのは政府の責任であり、その施設から発生する航空機の騒音による被害をもろに被つていくのは、「嘉手納飛行場」周辺地域に住まざるを得ない沖縄県民だからである。

よつて、政府は、同法第一条の「防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講じて、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与する」という理念を実現するため、同法第四条の不備を正すため、改正の手続を採るべきであると考え、これに対する見解を承りたい。

昭和五十九年二月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の運用に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)第四条の規定によれば、区域指定の後当該区域に新たに建設される住宅については防音工事の助成の措置が採られないこととされているが、これは、当該住宅が区域指定の後障害を承知して建設されるものであるからである。

このような助成の趣旨にかんがみ、政府としては、区域指定の告示又は同法の改正は考えていない。

第三号(その二)中正誤

ベシ 段 行 誤

正

三五 四 終わり 反膳

反膳

モ ミ 安安

安定

第四号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

四一 八 矢百板先生

八百板先生

第五号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

六 三 終わり 喚超

喚起

六 一 二 本日

日本

七 四 五 高膳

高膳

八 三 終わり 超こつて

起こつて

昭和五十九年二月二十四日 参議院会議録第六号

一〇二

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二二二(大代)
〒 105

一定価一
〇円部